

別表第5

検査項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量(kg)	検体数
アフラトキシン (食品1粒重量が0.1g以下のもの)	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	≤ 280	32	1	1
			281 ~ 500	50	1	1
			501 ~ 1,200	80	1	1
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	2(1×2)	2
			$\geq 3,201$	210(70×3)	3(1×3)	3
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	≤ 50	2	1	1
51 ~ 500			4(2×2)	2(0.5×2)×2	2	
≥ 501			6(2×3)	3(0.5×2)×3	3	
③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≤ 50	2(2×1)	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未滿のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1	
		51 ~ 500	3(3×1)		1	
		501 ~ 3,200	6(3×2)		2	
		$\geq 3,201$	9(3×3)		3	
アフラトキシン (食品1粒重量が0.1gを超えるもの)	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	≤ 280	32	5	1
			281 ~ 500	50	5	1
			501 ~ 1,200	80	5	1
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	10(5×2)	2
			$\geq 3,201$	210(70×3)	15(5×3)	3
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	≤ 50	2	5	1
			51 ~ 500	4(2×2)	10(2.5×2)×2	2
			≥ 501	6(2×3)	15(2.5×2)×3	3
	③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≤ 50	2(2×1)	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未滿のものにあつては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1
51 ~ 500			3(3×1)	1		
501 ~ 3,200			6(3×2)	2		
$\geq 3,201$			9(3×3)	3		

※1：穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。(食品1粒重量が0.1g以下のものは1kg、0.1gを超えるものは5kgとする。)

ア. サイロ又ははしけ(以下「サイロ等」という。)搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg又は5kg以上)とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg又は5kg以上)とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体(1kg又は5kg以上)とする。

※2：粉末状食品の検体採取については、アフラトキシン(食品1粒重量が0.1g以下のもの)を適用する。